

## 移住支援金支給対象就業先等に係るQ & A

**Q 1 対象就業先に、個人事業主、法人格を持たない団体は含まれるか？**

- 反社会勢力等でないこと、雇用保険の適用事業主であること等が把握できる場合には対象となります。

**Q 2 対象就業先に、地域おこし協力隊は含まれるか？**

- 含みません。

**Q 3 対象就業先の「法人」に、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合は含まれるか？**

- 含みます。

**Q 4 対象法人の要件として資本金10億円未満であることが必要とされているが、社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人についてはどのように判断すればいいのか？**

- 社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人については、資本金に準ずる資金が10億円未満かどうかにより判断します。(例、社会福祉法人については、基本金の額により判断。)

**Q 5 「勤務地限定型社員」は、どこまでの範囲が認められるのか？例えば、県内は良いが、複数県にまたがる範囲は認めないなどの範囲の制約はあるのか？**

- 勤務地限定型社員の考え方は、東京圏(条件不利地域を除く)への転勤の可能性がないことが担保されれば、本社が東京圏(条件不利地域を除く)にあっても本事業の対象とすることが適当との判断によるものです。そのため、東京圏(条件不利地域を除く)への転勤の可能性がなければ、範囲は特に指定しません。

**Q 6 求人情報に基づき雇用した者が移住支援金を受給した場合に5年間他の市町村への転居が必要となる就業場所に異動させないことが必要とされているが、「一時的な勤務や研修等」であっても対象外となるのか？**

- 一時的な勤務や研修等であれば対象とします。
- その際は、雇用者に「他の市町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること」を証する書類を交付し、移住支援金を支給した市町村へ提出するようご案内ください。